

## つくばユナイテッド柔道運営規則

第1条 この柔道教室は、「つくばユナイテッド柔道」と称する。

第2条 この柔道教室は、幼児・小学生・中学生等を対象に柔道の普及を図り、柔道を通じて会員の健全な精神と身体を養うことを目的とする。

第3条 この柔道教室は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 柔道の稽古および試合への参加
- 2 その他目的を達成するために必要な活動

第4条 会員となろうとする者は、保護者の承諾のある入会申込書を提出しなければならない。

第5条 会員は、代表に通知することにより、いつでも脱会できる。

第6条 会費は、1人前期(4～9月)・後期(10～3月)制とし、各18,000円とする。

会費は、郵便振込または銀行振込で徴収する。

1つの家庭から複数の者が会員となる場合、3人目より1人各9,000円とする。

第7条 会員は、柔道教室が指定したスポーツ安全協会傷害保険並びに全柔連傷害補償・見舞金制度、全柔連競技者登録に加入しなければならない。この保険料及び登録費は会費に含まれないので会費と共に納入するものとする。金額については確定次第通知する。

保険は、会員の判断で加入区分を選択することができる。

第8条 この柔道教室の活動時におきた傷病について、応急措置は行うがその後の責任は一切負わない。

前条項で加入した傷害保険の範囲内のみ責任を負う。

第9条 会員の指導は、つくばユナイテッド柔道指導部の認定した指導員があたるものとする。

前項の指導を行うにあたって、高校生を参加させることができるものとする。

第10条 この柔道教室の定例稽古は、原則として毎週水曜日(午後18時から20時)と土曜日(午後15時から17時)、日曜日(午前10時から12時)に筑波大学武道館柔道場にておこなう。中学生は、任意で筑波大学柔道部の稽古に参加することができる。

第11条 この柔道教室の連絡方法は、携帯電話等におけるメール連絡を原則とする。

前項の連絡方法に参加するかは会員の自由であるが、参加しないことにより連絡が受けられない場合の損害の責任を柔道教室は負わない。

第12条 この柔道教室に、役員として、代表1名、副代表2名、事務局長1名を置く。必要に応じ副事務局長1名を置く。

代表は、岡田弘隆があたるものとする。

前項以外の役員は、代表が委嘱するものとする。

役員の任務は、次の通りとする。

- 1 代表は、この柔道教室を代表し、柔道教室の運営を総理する。
- 2 副代表は代表を補佐し、柔道教室の運営を執行する。
- 3 事務局長は、柔道教室の会計及び付帯する事項を統括する。
- 4 副事務局長は事務局長を補佐し、柔道教室の運営を執行する。

役員の任期は定めない。

この柔道教室に顧問を置くことができる。

この柔道教室の運営に関する会議は、役員会とする。

第13条 役員会は指導をおこなう指導部を設置する。

指導部は、役員会が任命した者で構成される。

指導部は、代表に任命された指導部長が統括する。

この柔道教室の指導に関する会議は、指導部会とする。

第14条 指導部会は、代表が毎年1回、原則として3月に招集する。ただし、必要により臨時に招集することができる。

第15条 指導部会および役員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第16条 この柔道教室の経費は、会費等をもってこれにあてる。

第17条 この柔道教室の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 この規則の改廃は、役員会議でこれを行う。

第19条 この柔道教室のHPや広告において掲載される氏名・写真は特段の申し出がない限り、柔道教室の判断で公開する。

附 則 この規則は、平成20年4月1日執行する。

本会則は平成21年4月1日に一部改定した。(第19条追加)

本会則は平成22年4月1日に一部改定した。(第6・7・10条変更)

本会則は平成25年4月1日に一部改定した。(第7・10条変更)

本会則は平成27年4月1日に一部改定した。(第6・7・10・12条変更)

本会則は令和6年4月1日に一部改定した。(第6・10条変更)